

1 妊娠前

厚真町 特定不妊治療費助成事業



不妊症の治療のうち、高額な医療費がかかる「特定不妊治療」を受けている方の経済的負担を軽減するために、治療にかかる費用の一部を助成します。

【対象となる治療】

治療費が高額で保険適用にならない「体外受精」と「顕微授精」が対象となります。
北海道が実施している「特定不妊治療費用助成事業」に上乗せする形で支援します。

【対象者】

次の①～④の全てに該当する方

- ①原則として法律上の婚姻をし、厚真町内に引き続いて6か月以上居住している夫婦
※仕事の都合等で、妻のみが居住している場合も対象となります。
- ②妻の年齢が43歳未満であること
- ③北海道特定不妊治療費助成事業の助成を受けていること
- ④北海道知事が指定する医療機関で治療を受けた方
※やむを得ない事情で、道外の医療機関で特定不妊治療を行った場合も対象となります。

【助成額】

- ①採卵を伴う治療の場合～道の助成額を差し引いた治療費の全額を助成
- ②採卵を伴わない治療の場合～1回につき7万5千円を上限に助成
- ③男性不妊治療を行った場合～①の他に道の助成額を差し引いた治療費の全額を助成

【助成回数】

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が

- ①40歳未満の場合～通算助成回数 6回
- ②40歳以上43歳未満の場合～通算助成回数 3回

不妊症とは・・・

妊娠を望む健康な男女が、避妊をせず普通に性生活を営んでいても、一定期間妊娠しない場合をいいます。日本産科婦人科学会では、「一定期間」を「1年」としています。不妊症と判断するには、それぞれのご夫婦によって事情も異なります。赤ちゃんが欲しいと思っているのになかなか妊娠しない場合には、専門の医師に相談することが大切です。

不育症とは・・・

妊娠は成立するが、流産や早（死）産などをくり返し、結果的に子どもを持ってない場合をいいます。一般的には2回連続した流産・死産があると、不育症と診断されます。

※令和4年4月より、不妊治療が保険適用となることを受け、町の上記事業及び北海道の「特定不妊治療費用助成事業」の内容が変更となる場合があります。
町の事業内容については、今後内容が変更となりましたら、町ホームページ等にて周知いたしますので、適宜情報をご確認ください。

2 妊娠期

母子健康手帳の交付

妊娠がわかり、出産予定日が確定したら

➡住民課健康推進グループ又は上厚真支所へお越しください。

【届出に必要なもの】

- ・ 出産予定日がわかるもの（口頭でも大丈夫です）
- ・ マイナンバーカード（なくても交付できます）

- ・ 母子健康手帳
- ・ 妊産婦健診等受診票
- ・ マタニティマークなど
をお渡しします☆

妊産婦健康診査（妊産婦健康診査受診票の交付）

ア) 一般健康診査受診票 1 4回分

イ) 超音波検査受診票 1 1回分

ウ) 産婦健康診査受診券 2 回分

※ ア～ウは、道内の医療機関で使用できます。里帰りなどで道外の医療機関を受診される場合は、一度実費で支払っていただき、後日償還払いします。

妊婦歯科健診

妊娠中は、つわりや唾液の性質の変化、ホルモンの影響で、歯や口腔内のトラブルが起こりやすくなります。歯科健診を受けてトラブルに対処できるように、妊娠中の歯科健診費用を助成します。

【対象者】 町内にお住まいの妊婦の方（母子健康手帳の申請があった方）

【実施内容】 歯科受診に適している妊娠中期（妊娠18週～25週）頃に受診票を送付しますので、委託医療機関（厚真歯科または桂歯科クリニック）にてご受診ください。

妊産婦健診・出産時の交通費助成

妊産婦健診および出産時の通院時にかかる交通費の一部を助成します。

※産婦健診を受け終わったら、すみやかに申請してください。

【対象者】 次の①～③のすべてに該当する方

- ①厚真町に住所があること
- ②厚真町の自宅から病院へ行き、健診を受診または出産していること
- ③厚真町の妊婦一般健康診査受診票の交付を受けていること

【上限額と助成額】

	上限額	対象となる健診	助成額
通院1回 (往復) につき	1,430円	①受診票交付後に受けた妊産婦健康診査(上限14回) ②出産(1回) ③産婦健康診査(1回)	①～③の合計額と実支出額のいずれか低い額

【申請先】 住民課健康推進グループ（総合ケアセンターゆくり内）

【申請時に必要なもの】 ①印鑑 ②母子健康手帳 ③通帳など振込先口座情報がわかるもの

妊婦訪問指導事業



妊娠高血圧症などの疾病の既往がある方、妊娠・出産に不安のある方、妊婦健診の結果、保健指導が必要な方、その他訪問を希望する方に対して、保健師が訪問指導を行います。

母親（両親）教室



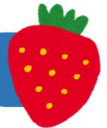
講話や実習を通し、妊娠・出産・育児についての不安を軽減し、安心して出産を迎えられるよう保健師等が支援します。

【対象者】 町内にお住いの妊婦の方とそのパートナー、家族

【実施内容】 (例) ・妊娠中の栄養について ・お産の準備
・母乳育児の話 ・育児手技（沐浴、着替え、おむつ交換など）
・妊婦同士の交流 など、ご希望の内容で個別に対応します。

【申込方法】 希望される方は、住民課健康推進グループまでお申し込みください。

産前サポート事業（プレママ教室）



妊婦の方を対象に、保健師や助産師等による相談支援を行います。マタニティヨガなどを楽しみながら、リラックスしたり、他の参加者と交流することができます。

【対象者】 町内にお住いの妊婦の方

【実施内容】 ・妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の相談
・妊婦同士の交流
・助産師によるマタニティヨガ など

【実施回数】 年4回（母子健康手帳交付時にご案内します。）

国民年金保険料 産前産後免除制度



国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。申請し、免除になると、免除期間も保険料を納付したのものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。対象期間の保険料を前納している場合、対象期間の全額が還付（返金）されます。付加保険料の納付は可能です。

【対象者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
*平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。

【免除対象期間】 単胎の方…出産予定日または出産日が属する月の1か月前から4か月間
多胎の方…出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

【申請先】 住民課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）

【申請時に必要なもの】

- ①母子健康手帳（出産後の届出で、厚真町で出産日が確認できる場合は不要）
- ②年金手帳など基礎年金番号がわかるもの

【届出の時期】 出産予定日の6か月前から届出できます。



出産時

出生届



【届出期間】

生まれた日から 14 日以内

※14 日目が土・日曜日の場合は次の開庁日まで、祝日の場合は翌日まで
原則「父」または「母」

生まれた子の父母の本籍地か住所地または生まれた場所の市町村役場

【届出に必要なもの】

- ・届出書 1 通・届出人の印鑑・母子健康手帳
- ・医師（助産師）の出生証明書（届出書の右欄）
- ・健康保険証（お子さんが入る予定のもの） ＊乳幼児医療費助成で使用します
- ・受給者の健康保険証及び預金通帳 ＊児童手当で使用します（共済以外の方）

総合ケアセンターゆくり内 住民課 町民生活グループ

※赤ちゃんの名は、人名用漢字・常用漢字・ひらがな・カタカナに限られています。

※赤ちゃんのマイナンバーは、出生届をしてから 2～3 週間程度後に郵送（簡易書留）で
個人番号通知書が送られてきます。

健康保険加入



- 国民健康保険に加入する場合は、住民課 町民生活グループへ届出をしてください。
国民健康保険の手続きは、出生から 14 日以内にしてください。

【届出に必要なもの】 ・印鑑

乳幼児医療費の助成・・・0 歳から就学前のお子さまが、医療機関に入院・通院した場合
医療費の助成があります。詳しくは P.20 をご覧ください。

出産育児一時金



健康保険から出産費用の一部が給付される制度

出産の際に支給される出産育児一時金を健康保険が直接医療機関に支払う制度です。
詳細は、医療機関にご確認ください。

児童手当



児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

- 出生から 15 日以内に届出をしてください。※詳しくは P.24 をご覧ください。

もやせるごみ用指定ごみ袋支給事業



※詳しくは P.3 をご覧ください。